

南相馬市監査委員公表第5号

地方自治法第199条第4項の規定により、平成27年度定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果の概要を下記のとおり公表する。

平成28年3月25日

南相馬市監査委員 林 秀 之

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

記

- 1 監査の種類 定期監査（2月実施分）
- 2 監査の対象 商工労政課、観光交流課、総合病院、小高病院
- 3 監査の範囲 平成27年4月から平成27年12月に実施した事務事業
- 4 監査の方法 (1) 帳票簿冊等の審査
(2) 監査資料に基づく説明の聴取
- 5 監査の期間 平成28年2月19日
- 6 監査の結果 全般的に法令、予算等に基づき執行され、概ね適正なものと認められた。
なお、指導事項として下記意見を付すものとする。また、軽微な注意又は改善を要する事項については、口頭で指示した。

復興支援ツアー業務委託については、業務委託契約第2条において、委託業者に対する支払について「毎月1回（月締め）とし、乙（委託業者）の請求により支払うもの」としているが、委託料の支出に長期日数を要しており、本契約の定めによらない取扱いとなっていた。債権者から請求が行われない場合は、債権者に対して催促や適切な指導監督が必要である。

また、検収から請求まで長期日数を要しており、所管課においては業務の適正な履行の確認を適時に行う必要があり、今後の取扱いについては業務委託契約を順守されるよう指導した。（観光交流課）